

## 開示の実施方法に関する細則

平成 15 年 10 月 1 日独信基 (101) 平成 15 年第 11 号 制定  
変更 平成 17 年 3 月 29 日独信基 (101) 平成 16 年第 949 号  
改正 平成 28 年 10 月 27 日独信基 601 平成 28 年度第 156 号  
改正 令和 4 年 3 月 30 日独信基 503 令和 3 年度第 30 号

(趣旨)

第 1 条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律 (平成 13 年法律第 140 号) 第 15 条及び個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) 第 87 条の規定に基づく開示の実施方法に関しては、独立行政法人農林漁業信用基金情報公開規程によるほか、この細則に定めるところによる。

(文書又は図画の開示)

第 2 条 文書又は図画についての開示の実施の方法は、閲覧又は写しの交付とする。

2 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧に供することとする。

(1) 文書又は図画 (次号に該当するものを除く。)

当該文書又は図画の原本 (当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、その写し。)

(2) 写真フィルム

当該写真フィルムを印画紙 (縦 89 ミリメートル、横 127 ミリメートルのもの又は縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものに限る。以下同じ。) に印画したもの

3 次に各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを交付することとする。

(1) 文書又は図画 (次号に該当するものを除く。) 次に掲げる方法 (イとウに掲げる方法にあっては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、独立行政法人農林漁業信用基金 (以下「信用基金」という。) がその保有する処理装置及びプログラム (電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下同じ。) により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。

ア 当該文書又は図画を複写機により日本工業規格 A 列 3 番 (以下「A 3 判」という。) 以下の大きさの用紙に複写したもの (イに掲げる方法に該当するものを除く。)。ただし、これにより難い場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機により日本工業規格 A 列 1 番 (以下「A 1 判」という。) 若しくは日本工業規格 A 列 2 番 (以下「A 2 判」という。) の用紙に複写したもの (イに掲げる方法に該当するものを除く。) 又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもの

イ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したもの。

ウ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次条第3号オにおいて同じ。）に複写したもの。

(2) 写真フィルム

当該写真フィルムを印画紙に印画したもの

(電磁的記録の開示)

第3条 次の各号に掲げる電磁的記録についての開示の実施の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 録音ディスク

当該録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

(2) ビデオディスク

当該ビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

(3) 電磁的記録（前二号又は次号に該当するものを除く。）

次に掲げる方法であって、信用基金がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

ア 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（エに掲げる方法に該当するものを除く。）

エ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付

オ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

(4) 電磁的記録（前号オに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。）

次に掲げる方法であって、信用基金がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

前号アからウまでに掲げる方法

(部分開示)

第4条 法人文書の一部につき開示を実施する場合の方法は、前条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる方法とする。

(1) 文書又は図画（第2条第2項第1号及び第3項第1号に該当するもの。）

原本の写しについて、不開示部分の黒塗りを行い、更にコピーしたものを閲覧又は交付する。ただし、黒塗りの当該箇所がページ単位に及ぶ場合は、開示の実施を求める者に対しその旨を説明し、閲覧及び交付を省略することができる。

(2) 写真フィルム

当該写真フィルムを印画紙に印画したもののうち、不開示情報を含むコマを除外したものを閲覧又は交付する。

(3) 録音ディスク

当該録音ディスクの内容を同種の媒体に複写し、その際に不開示情報の部分については無録音部分とする作業を行い対応する。

(4) ビデオディスク

前号に準じて措置する。

(5) 電磁的記録（前条第1項第3号に該当するもの。）

ア 前条第1項第3号のア、ウ及びエの方法による場合  
用紙に出力したものを第1号に準じて措置する。

イ 前条第1項第3号のイの方法による場合

原本である電磁的記録の複写物に電磁的な被覆又は文字の置換え等を行ったものを閲覧又は視聴に供する。

ウ 前条第1項第3号のオの方法による場合

イの方法に準じて措置する。

(6) 電磁的記録（前条第1項第4号に該当するもの。）

前号に準じて措置する。

附 則

この細則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この細則の変更は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年10月27日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。